

福祉法人 経営

第 39 号 2021年10月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人経営者協議会

〔主な内容〕

部会紹介：変革を求められている法人経営～東京都高齢者福祉施設協議会～	2
特集 1：人口減少社会を踏まえた法人経営～保育施設の立場から～	4
特集 2：コロナ禍の生活困窮者支援～新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の現況から～	11

巻頭号：社会福祉法人経営者協議会の取組みについて

社会福祉法人 村山苑 理事長

東社協 社会福祉法人経営者協議会 会長 品川 卓正



令和3年2月24日に開催された文書審議による総会において、社会福祉法人経営者協議会（以下、経営協）の会長に選任されました社会福祉法人村山苑の品川と申します。経営協の会長に就任してから、既に3期6年が経過しました。前期は新型コロナウイルスの感染拡大により、昨年の年明けから対面による会議や研修会の開催が不可能となり、会員皆様方との交流ができなくなりました。一方で、オンラインによる会議等の開催が急速に進展し、最近では大勢の人が出席できる会議や研修会も可能になってきました。経営協でも役員会や総会、そして研修会等に利用しています。しかし、対面による

開催にはかきません。1日も早いコロナ禍の終息を願ってやみません。

さて、経営協の今期の主な取組みについて述べてみたいと思います。平成28年3月、社会福祉法人の在り方が問われたことを背景とする社会福祉法改正案が国会において可決され、平成29年4月から全面施行されて4年が経過しました。この改正の要点は「経営組織体制の強化」「事業運営の透明性の確保」「財務規律の強化」「地域における公益的な取り組みを実施する責務」「行政関与の在り方」の5項目です。中でも「地域における公益的な取り組みを実施する責務」は、社会福祉法人だからこそ取り組むことができる制度の狭間で生じる生活困窮者への支援、8050問題等の困難な福祉課題に積極的に対応するよう、社会福祉法人に奮起を促すとともに、大きな期待が寄せられました。経営協では、社会福祉法改正以前から生活困窮者支援等の取組みについて役員会や各委員会で検討し、また、先行事例先への見学も行いました。その結果、東京都社会福祉協議会を中心とする都内の社会福祉法人が連携して取り組む組織を立ち上げることとなり、平成28年9月、「東京都地域公益活動推進協議会（以下、推進協）」が設立されました。しかし、加入率は3割程度に留まっています。社会福祉法改正時の危機感が薄らいできているように思えてなりません。

今期は、できるだけ多くの社会福祉法人が推進協に加入していただけるよう、地域の福祉課題の発見に努力し、積極的に課題解決に向けて取り組みたいと考えています。そして、加入する社会福祉法人が連帯感を持てるようになれば、社会福祉法人の存在感を大きく示すことにつながると思います。今、社会福祉法人の大きな問題となっている「人材の確保・育成・定着」や、税制問題の解決にも結び付けることができるのではないのでしょうか。

この2年間、力不足ではありますが、会員皆様方のご協力を得ながら、全国経営協と連携して経営協事業の推進に努力したいと思います。皆様方のご理解とご支援よろしくお願い致します。

部会紹介

変革を求められている法人経営

社会福祉法人大三島育徳会、三交会 理事長
特別養護老人ホーム青葉台さくら苑 施設長
東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会会長
田中 雅英



高齢協の活動

令和3年4月、私は東京都高齢者福祉施設協議会（以下、高齢協という）の会長に就任いたしました。高齢協は都内にある社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム（以下、特養という）513、養護老人ホーム32、軽費老人ホーム140、地域包括支援センター250、デイサービスセンター356、合計1,201の高齢者施設、事業所が加入する団体です（令和3年6月現在）。コロナ禍において大役を担うことになり身が引き締まる思いでいます。

東京都は小笠原諸島、伊豆七島から奥多摩まで、23区、26市、5町、8村からなっています。大都市部、市街地、中山間地、離島があり、まるで日本の縮図のような自治体です。したがって、地域によってさまざまな課題があります。市町村部では、過疎化、自治体の財源不足、人口減少に伴う入居待機者の減少など。23区では、人件費の高騰、高い賃借料と人材派遣・紹介料、他産業や他法人との人材確保競争、そして、海拔ゼロメートル地域の災害対策などの課題があります。共通しているのは施設の建て替え、人材不足、介護報酬の抑制傾向などでしょうか。どの地域も課題山積です。

高齢協はさまざまな活動を行い、会員施設が抱えている課題の解消・緩和に努めています。たとえば、経営実態調査、特養入居待機者に関する調査、事業継続計画（BCP）に関する調査などを実施し、その分析結果を政策提言につなげています。2020年には、東京都、東京都老健協会、東社協が新型コロナウイルス（以下、コロナという）感染症クラスター発生施設への支援をする協定（*）を締結し、高齢協は協力しています。

* 東京都の高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定

深刻化する人材不足

東京都の推計では、必要な介護人材が2020年にはすでに11,773人不足しています。団塊の世代がすべて後期高齢者になる2025年には35,330人が不足します。さらに厚労省の推計によると、2040年に都内では約8万人が不足するそうです（7月19日朝日新聞朝刊）。

実際、令和3年6月時の介護関連の有効求人倍率は、全国平均の3.54倍に対して東京都全体では5.13倍になっています。ハローワーク単位でみると、渋谷10.22倍、新宿13.74倍、飯田橋26.64倍、品川に至っては54.21倍にもなります。都心部ほど高く、ハローワーク経由の採用は期待できない状況が続いています。

都内の介護人材不足は構造的要因によってもたらされています。自然になったわけではありません。国の制度や政策、そして、施設の増加にも影響されました。主な要因は3つです。

1つ目が、介護報酬の抑制です。介護保険が創設された平成12年から令和3年にかけて、サービス全体で1.58%下がっています。（消費増税時の引き上げ分は除く）このため、将来性と安定性が不安視されるようになり、介護業界へ来る人が減りました。これに対して、最低賃金は額にして271円、率は41.1%アップしました。地域別で一番高い東京都では、338円、48%の増加になります。令和3年度は全国加重平均で930円、東京都は1041円になります。介護事業は労働集約的産業です。50%近く最低賃金が上がる一方で介護報酬が下がっては経営的に厳しいと言わざる

を得ません。消費増税時と同様に最低賃金の引き上げに見合う介護報酬の引き上げが必要だと考えます。

2つ目が、介護福祉士国家試験の受験資格要件の厳格化です。受験資格の要件に「450時間の実務者研修」が追加された影響で、介護福祉士の受験者は平成27年度と比べて平成28年にはほぼ半減しました。平成30年に少し戻る兆しがみえましたが、令和2年には再び減少しました。平成27年度の55%にしかありません。68,550人の減少です。また、高校の福祉科は卒業時には、介護福祉士になれましたが、国家試験が必要になりました。受講時間数の増加と教師の資格に介護福祉士が追加され、廃止に追い込まれた福祉科が少なくありません。質の向上を目指したのですが、介護職員不足の状況下ではタイミングが悪かったです。質の向上は量の確保が前提ではないでしょうか。

3つ目が、都内における施設の増加です。待機者対策としての施設整備が介護人材不足に拍車をかけています。年々、特養の数は増加しています。令和元年と2年には都内には37施設、3,590ベッドが増加しました。最も増えたのが世田谷区です。令和元年度5月から11月の半年間に特養4施設、402ベッドが増えました。区部では職員の確保が進まず、満床になるまで数年かかることが珍しくなくなりました。つまり、問題は介護人材と施設の同時需給ギャップが都内に生じていることです。東京都は特養の整備目標として令和12年までに約13,000増床を掲げています（第8期東京都高齢者保健福祉計画）。施設整備と介護職員の確保はセットで行うべきではないでしょうか。介護人材確保に向けた取り組みをこれまで以上に進めていくことが求められています。

ピンチをチャンスへ

介護人材不足をもたらす要因をさまざま述べてきました。紙面の都合上割愛したことも少なくありません。現在、都内では介護サービスに青息吐息の状態で、福祉サービスの充実を図れない施設が増えています。以前からの構造的な問題にコロナの感染拡大が追い打ちをかけているためです。高齢協は、こうした窮状を社会へ訴え、制度の見直しを国へ働きかけ、人材不足の解消・緩和に努めていきます。もちろん、法人は人手不足を理由に本来実施すべき福祉サービスや地域における公益的な取り組みを実施しないわけには行きません。そのためには、求職者から選ばれる法人、利用者から選ばれるサービスの実施を目指して法人独自の変革も不可欠です。このコロナ禍という危機を変革の最大の機会（チャンス）と捉えていただきたいと思います。

デルタ株の蔓延で先を見通しづらい状況ですが、みなさまのご健康と一日も早いコロナの終息を祈っています。

特集1：人口減少社会を踏まえた法人経営 ～保育施設の立場から～

(株)保育システム研究所 代表取締役

保育専門誌「遊育」発行人

吉田 正幸 氏



日本は人口減少社会に突入しました。東京の人口動態を踏まえ、待機児童、これからの保育施設のあり方や今後の法人経営について、(株)保育システム研究所 代表取締役の吉田正幸さんにお話をうかがいました。

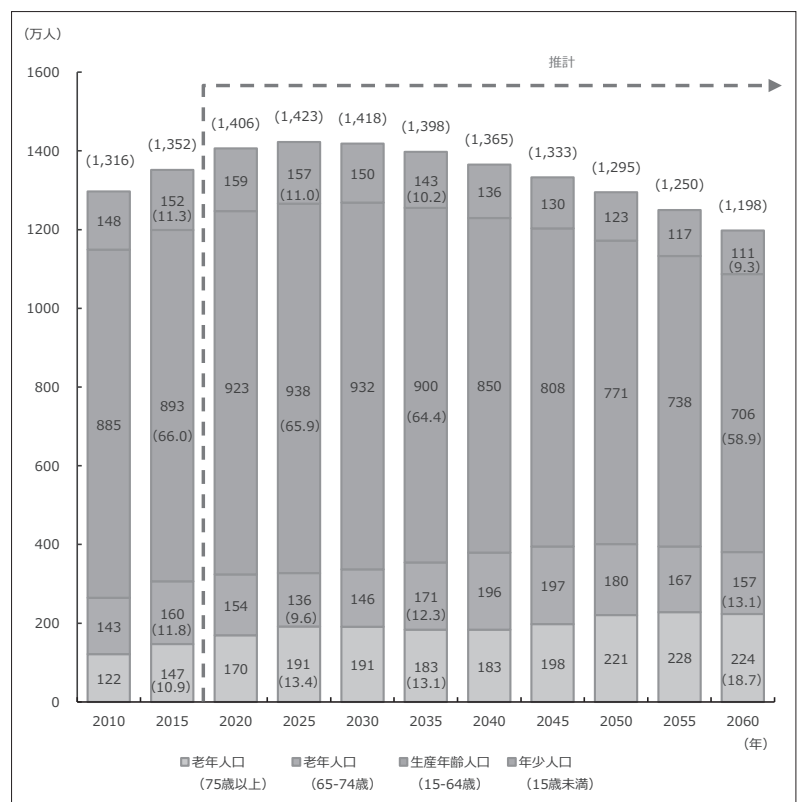
都内の人口動態について、区部、市部、島嶼の地域差などを教えてください。

この10年間で、全国的に人口減少が加速しています。直近の1年間の減少数は50万人超ですが、数年後には60万人になると見込まれています。一方で、人口の東京圏一極集中が起っています。しかし、要因は人口流入という社会増です。自然増減（出生数と死亡数の差）をみると、東京も自然減で、出生率は全国最低レベルです。自然減を人口流入でカバーしているのが、東京の特徴です。

世代別にみると、15歳以下の年少人口は、東京全人口の1割程度で、横ばいです。しかし、老年人口は約2割程度で、増加傾向です。また、15～29歳人口は一貫して転入増が続いていましたが、コロナ禍で大きなブレーキがかかり、世代によっては転出超過となっています。これまでの東京ではあり得なかった現象です。人口が増加しているとはいえ、決して楽観できる状況ではありません。

中長期予想では、4年後の2025年をピークに、東京もゆるやかに人口は減少すると見込まれています。東京都の出生数は、2011～2015年の5年間で55万人ですが、2045年以降は、5年間で40万人以下とされ、子どもの数も横ばいから減少に転じることが予想されます。

しかし、区市レベルでは人口偏在があり、二極化が進むと考えられます。あきる野市では、子どもの数が減少しており、定員割れの園が出ています。また、品川区では、3年前に第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する際には、向こう10年間は子どもの数は増加すると予想していましたが、最近では、もっと手前でピークアウトするというデータも出ています。板橋区では、



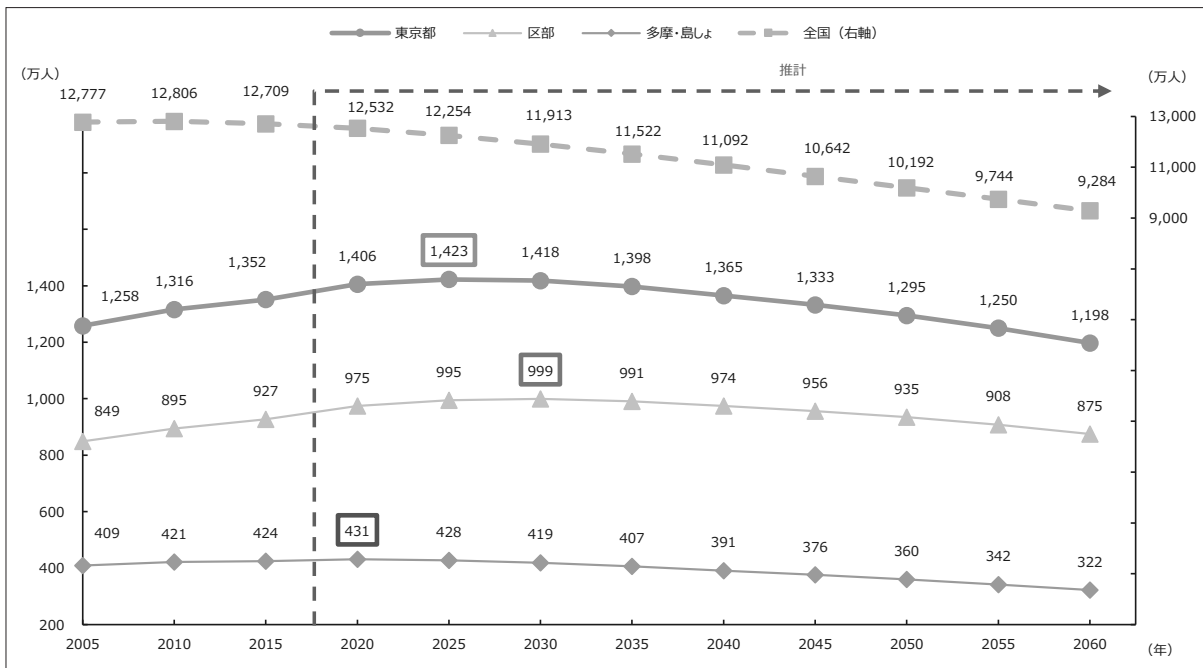
出典：「未来の東京」戦略附属資料（令和3年3月東京都）

全国的にかなり待機児童数が多く、ピーク時は500人を超える待機児童がいましたが、既に二桁台まで減少し、高島平エリアでは乳児クラスを中心に定員割れの園もあります。

従って、子どもの数の増減だけではなく、市区の偏在に加え、区市内での偏在を考慮しながら、過去20年間の自分の地域の特性を把握し、それに沿って、10年先、20年先を見据えた具体的な対応策を考えていかなければなりません。

次に、区部、市部、島嶼部の状況です。23区は2030年に人口ピークを迎えますが、少し早まる可能性があります。かつ、区内の偏在も考えると、厳しい状況に置かれる園も出てくると思われます。市部では、既に2020年に人口ピークを迎えており、今年から人口減少に突入しています。やはり、市によって差が拡大しており、かつ市内で人口偏在が起きている。島嶼部も2020年に人口ピークを迎え、人口減少が始まっています。市部に比べて更に少子化が加速していることに加え、高齢者も増えないという消滅可能性都市に向かっている状況です。

今後の東京の人口動態から、区部、市部、島嶼部のそれぞれの特性、自治体の特性、自治体内の地域偏在などを重層的に捉え、その中で共通する政策問題、地域特性を踏まえた個別の対応を考えなければ、解決策は見えてきません。



出典：「未来の東京」戦略附属資料（令和3年3月東京都）

都内の待機児童減少の状況について、教えてください。

2010年から待機児童は増加を続け、ピーク時の2014年は8,672人、2017年は8,586人で、多くの待機児童が出ていました。その間、東京は人口流入により、乳幼児人口も増加しましたが、最近では、人口流入にブレーキがかかり、乳幼児人口の増加も頭打ちです。

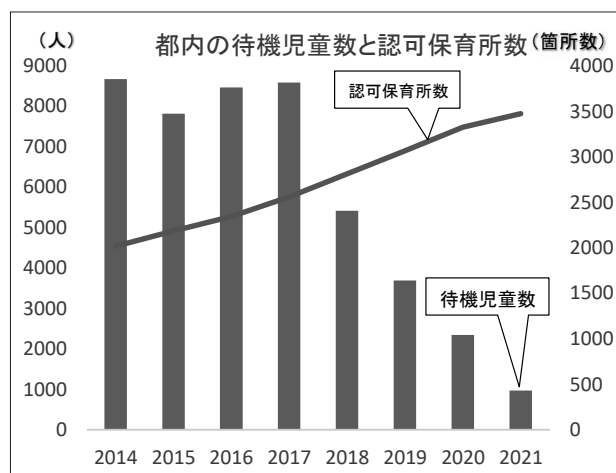
実は、東京都や政令指定都市を抱える都市部の女性の就業率は地方都市より低いというデータがあります。例えば、富山、石川、福井という北陸3県などでは、昔から共働き世帯が多く、そうした地域特性を背景に保育所が多く、幼稚園は少数です。政令指定都市を筆頭に、都市部はむしろ私立幼稚園が多く、保育所は少ないという特徴がありました。それが、女性の就労率の高まりによって、乳幼児人口の減少にも関わらず、都市部では保育所が不足し、多くの待機児童が生

じたのです。

しかし、女性の就業率も高止まりを見せています。その一方で、少子化がますます加速します。今年の出生数は80万人を切るとみられています。今後、東京もその大きな波をかぶることは必至です。現に待機児童は減少しており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大による利用控えなども起こっています。

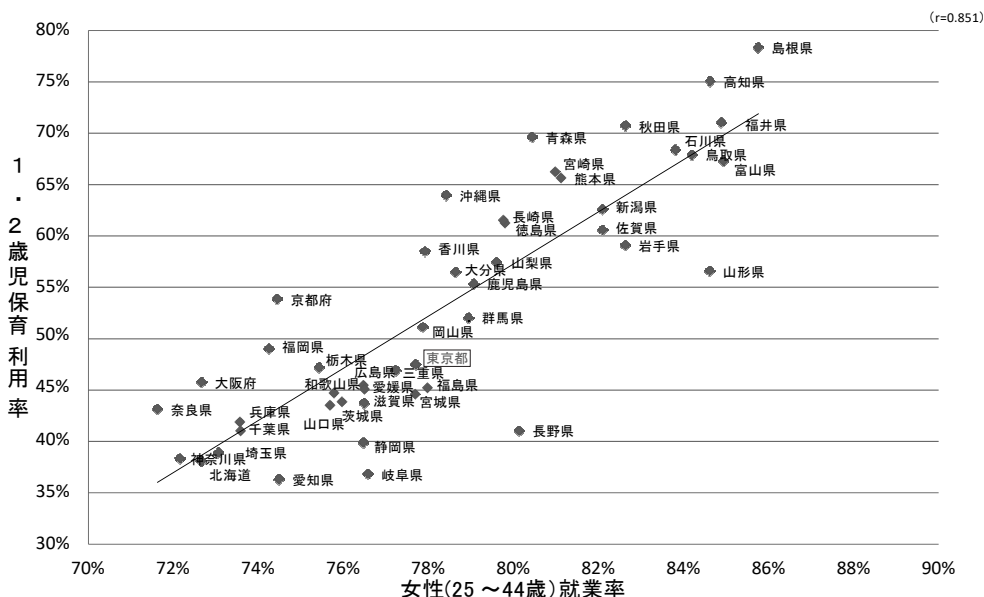
23区を中心に一定の保育ニーズがあることは確かですが、地域内で偏在が起こり、たとえば区全体で待機児童が100人いても、区内のある地域に集中しているだけで、それ以外の地域は定員割れが加速していくことも考えられます。3歳未満、特に乳児でそれが顕著に現われるかもしれません。仕事・子育て両立支援で、育児休暇が取りやすくなり、育児休業給付の拡大という流れの中で、厚労省や内閣府は、3歳未満の在宅子育てに対する支援に注力する方向へと方針を転換しています。

そこで、0歳の在宅育児の可能性が高まると、保育にも影響します。0歳は3対1の職員配置ですが、実際にはそれよりも多いことから、0歳が2～3人変動しただけで、職員数も大きな影響を受けます。単価的にも0歳は大きいため、この変動は、職員や財政にかなりのインパクトを与えます。こうした点も考慮する必要があります。



女性就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率の都道府県別状況

○女性の就業率（25～44歳）と1・2歳児保育利用率には、正の相関がある。



保育サービス、福祉サービスの未来について、教えてください。

全体としては、待機児童の問題は改善され、定員割れの施設の増加が基調となります。東京都の場合は、認可保育所、認定こども園に加えて、小規模保育所、家庭的保育所、認証保育所、企

業主導型保育所があり、供給施設が多様ですが、データを見る限り、認証保育所、家庭的保育所、小規模保育の定員割れが加速しています。

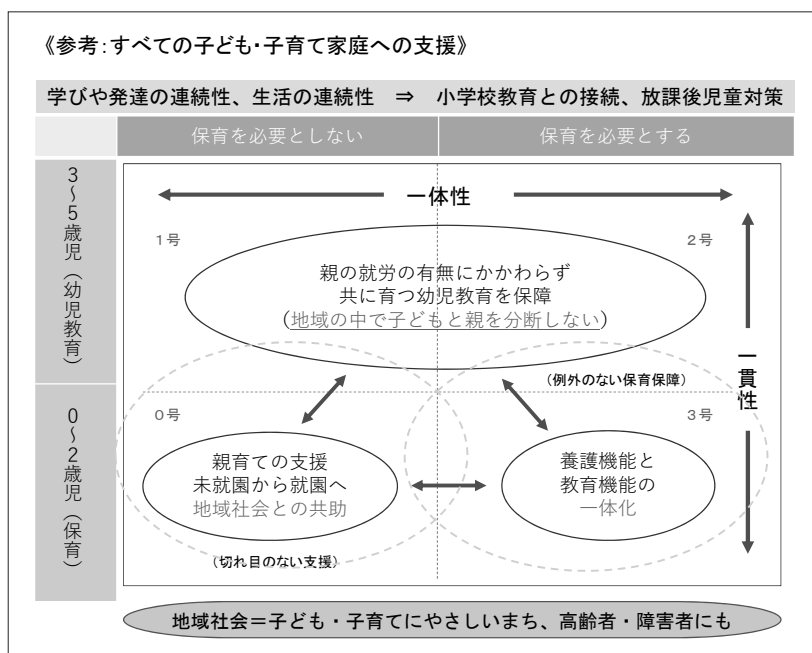
利用者が施設を選べるようになると、園庭がない、あるいは3歳までしか託児ができない認証保育所は、厳しい状況に置かれると考えています。小規模保育や家庭的保育も同様です。ただし、1法人多施設化で、認可保育所が本園と小規模保育を持っているところは別です。未満児の場合、子どもの発達状況によっては、保護者は園児の多いところは避けて、小規模保育を選択する傾向があります。また、複数施設を持つ園では、小規模施設で働きたいという職員もいます。認可の本園を持つ法人は、保育所であれ、幼稚園であれ、認定こども園であれ、小規模保育を組み合わせることで相乗効果が期待できるかもしれません。

実は、子ども・子育て支援制度において、私立の認可保育所以外は保護者と園の直接契約です。認可保育所の場合は、区市の利用調整がかかるため、秋に募集しても利用調整により、入所の決定が遅くなります。この状況は、保護者にとっては厳しいです。しかし、企業主導型などは、たとえば10月に空きがあれば、即入園が可能です。これは大きな強みです。また、英語教育やICTを導入するなど、保育に特色を持たせる園もあり、高所得層の保護者に受けています。こうした点から、直接契約の企業主導型や小規模保育を選択するケースもあると考えられます。

一方で、保護者の選択理由のベスト3に「自宅から近い」が昔からあげられています。つまり、保育サービスを考える上で、高い利便性を提供することが重要なのです。埼玉・流山市の例では、本園が駅から離れているため、駅の近くに送迎ステーションを設け、バスによる送迎やステーションでの延長保育を実施し、利便性を高めた園があります。また、東京には保育環境や保育の質を重視する保護者も一定数います。園庭にビオトープや築山があるといった魅力的な保育空間や保育士の質の高さなどでも、利便性をカバーできると思います。

しかし、保育士の質で選んでもらうには、保護者が保育の質を評価するものさしを持たなければなりません。園の取組みや質に関わることを見える化できる評価システムを導入し、評価のものさしを保護者と共有することも重要です。

もう一つ、重要なことがあります。子ども・子育て支援新制度における認定区分では、専業主婦家庭で長時間保育を必要としない満3歳以上の未就学児は1号認定、共働きにより一定時間の保育を必要とする満3歳以上児は2号認定、同じく保育を必要とする3歳未満児を3号認定といいます。私は、家庭にいる3歳未満児を「0号」と呼んでいます。すべての子ども、子育て家庭は、期間の長短はあるものの、必ず0号から出発します。ここが育ちの基本部分になるため、手厚い支援が必要です。



子どもにとって、保育所、幼稚園、認定子ども園に就園することは、家庭中心の生活から大きなギャップがあります。たとえば、週に1度でも園庭を開放して、0号の親子が毎週来られるようにすれば、子どもは園の先生と関係性ができ、園の先生は子どもの特性や保護者の状況を理解できます。それによって、1年後、2年後に、子どもは安定した状態での就園が可能で、発達や生活の連続性を保証できます。そうした視点からも、0号子どものサポートが必要です。

親にとっても、子どもにとってもメリットは大きいため、国も0号子どもの支援にスポットを当てようとしています。この時期は子育ての不安感、負担感が強く、虐待も発生しています。さまざまな科学研究からも、この時期の育ちが後に大きく影響することわかっているため、0号子どもにどれだけ関われるかは大きな課題です。

こうした子育て支援は認定こども園でカバーできます。この点は、保育所も幼稚園も努力義務ですが、認定こども園は必須機能で、義務です。新制度の期待される世界と、認定こども園の機能は重なっているのです。保育所も0号子どもの支援を視野に入れ、2号、3号につなげたほうが、保育の質を高めることにもつながります。

さらには、地域のネットワークと組み合わせることで、地域共生社会にコミットできます。少子高齢化が進む中で、地域共生社会は大きなキーワードです。高齢者福祉や高齢者医療サービスに加えて、子ども・子育て支援も地域共生に組み込まなければなりません。全世代対応型社会保障を目指す日本において、地域共生社会への貢献は、保育所、認定こども園、幼稚園の未来を考える上で重要なポイントです。地域共生という視点で、地域の0号子どもに対する支援をどこまでできるかが、法人の究極の生き残り策といえます。

定員割れ施設の対応策について教えてください。

地域によって、さまざまな事情があります。まずは自分の園が所在する地域の過去・現在・未来の人口動態や地域特性——ひとり親世帯や三世帯同居の推移、親の就労状況、公立・私立幼稚園・認定こども園の配置状況などを押さえる必要があります。

その上で、外的要因と内的要因を整理します。外的要因は、乳幼児人口の減少や近隣施設の状況、あるいは子育て家庭から見た“わが園”の利便性です。内的要因は、法人としての経営基盤がどれくらい強固か、ということです。戦略的内部留保をしっかりと持っているか、法人の理事会、評議員会を中心としたガバナンスは効いているか、さらに職員の定着状況、保育環境、保育の質といった要因の分析が必要です。

手軽で実効性が高いのは、SWOT分析です。自園の強み、弱み、外部環境のプラス面、マイナス面という4つの軸で分析すると、わが園の客観的な特性がわかります。それによって、強みを伸ばし、弱みをどれだけ低下させられるかという戦略で、計画を立案します。定員割れ施設においては、感覚で行うのではなく、客観的な状況を踏まえ、戦略的な課題を見つけ出すことが重要です。

定員割れ施設の対応策として、多機能化も一つの解答です。保育所で放課後児童や休日保育を行う、児童自立支援の機能を持つ、子育て支援の拠点事業を行う、高齢者福祉をデイケアレベルで行うといったことです。あるいは、多施設化を図る。本園があれば、小規模保育を行うことで相乗効果が生まれます。家庭的保育や他の地域へ進出することが可能なケースもあるかもしれません。もう一つは、認定こども園化を図ることです。東京はかなり遅れており、保育所も幼稚園も23区を中心に、認定こども園化が進んでいません。

ただ、定員割れを起こしている施設については、自分の地域における自園の状況を分析して、今後、何が有効かという判断をしなければなりません。多機能化、多施設化、認定こども園化を考える上では、10年先を見据えた中長期ビジョンと経営計画を策定する必要があります。場合によっては、規模の縮小が必要なケースもあるかもしれません。たとえば、120人定員の保育園を運営する法人で、定員割れが起こったら、90人定員に下げることを選択肢の一つだと思います。職員の計画的な削減も視野に入れながら、7～8年かけて定員を大幅に削減することで、むしろ経営基盤がより強固となり、施設の永続性が高まるはずで、地域子育て支援も120人定員の頃よりも強化され、地域全体からの評価も上がり、さまざまなネットワークの中で、多方面と連携、共働できることもあります。

社会福祉法人としての経営課題について、教えてください。

社会福祉法人は、公益性と公共性と永続性を担保することが最大の使命です。入所児童数が減って、経営が苦しくとも、地域に子どもがいる限り、必要な機能の提供を続ける永続性は重要です。また、社会福祉法人、あるいは社会福祉法人が設置・運営する保育所、認定こども園が地域の一つの拠点として根付き、貢献していく公共性、公益性も重要です。これらを守っていくためには、最低でも10年先を見据えた中長期ビジョンを策定し、経営計画を立て、着実に実行し、改善していくというPDCAサイクルを回すことがポイントになります。

それと同時に、経営課題として、社会福祉法人の機能の強化、活性化を考えなければなりません。手近な方法は、理事の強化です。医師、弁護士、公認会計士、建築家、薬剤師など、園の未来を考える上で、有益な知恵や力を貸してくれる方に理事になってもらい、自分の法人や施設の理念やミッション、目的、方針を共有して、一枚岩となって活動してもらうのです。

法人は、1法人1施設のところが多いですが、1法人1施設の場合、施設の運営と経営が渾然一体となっているため、それぞれの強みや弱みがなかなか見えてきません。1法人複数施設のほうが、経営のあり方がよく見えます。法人の経営力を高めるには、小規模保育の展開など、1法人1施設からの脱却も大事です。そうしたことも含め、法人は理事長のマネジメント力を上げることが、大きなカギだと考えます。

質疑応答

Q コロナ禍が長引くことで、少子化、人口減少に影響はありますか？

吉田 影響はあるかもしれません。コロナ禍が落ち着くまで、感染不安や経済的要因から一定数の産み控えがあるのではないかと考えています。また日本では、ほとんどの出産は結婚を前提とします。コロナ禍で、サービス業を中心に失職、もしくは減収した人も多く、結婚したくてもできない方が出てくるでしょう。そうしたことを考えると、当面は、コロナの影響を受けるのではないでしょう。

また、東京の人口流入の大きな要因は、職があることです。しかし、コロナ禍によって、サービス業を中心に就業機会が失われています。ポストコロナでも、ある程度はその影響を受けると思われ、しばらくは構造的な少子化が加速すると推測しています。

Q 児童養護施設、保育所等の法人を経営しています。保育園の職員は、児童養護施設の職員に比べ、虐待問題や地域の子育て支援に関心が薄いと感じています。保育園の職員に、今後の保育園のあり方を考えてもらうには、どうしたら良いでしょうか。

吉田 そうした法人は少なくないと思います。現状として、保育士の関心が薄いのは、0号子どもに対してだと思いますが、就園前から園に遊びに来てもらうことで、発達や生活の連続性が保証され、就園後の保育がしやすくなることを理解してもらうことです。

そして、職員に対して、離職防止と定着を促す施策も必要です。離職防止には、処遇改善で低賃金・長時間労働といったマイナス要因を解消することです。一方で、定着には、成長の機会があり、質の高い保育が可能であるというプラス要因が必要です。さらに、仲間同士で支え合っている実感や園長、職員、保護者からの評価があることも大切です。また、自分の園の理念、目標、方針を明確にして、職員と共有します。こうしたことを重ね合わせ、地域の子育て支援だけではなく、もっと幅広い地域共生社会レベルでの支援が、自分たちの保育をより魅力的なものにすることを理解してもらえるように、取り組んでいくことが必要です。

Q 寺を母体とした保育園を西多摩地区で運営しています。1法人1施設でもあり、課題が山積んでいます。認定こども園化の検討に加え、社会福祉連携推進法人や他法人との合併も検討しています。そのメリット・デメリット等を教えてください。

吉田 単純には社会福祉連携推進法人は進まないと思います。経営が厳しくなった法人同士の連携にメリットはありません。中小法人が行う場合、財政基盤が盤石な大規模法人との連携で、ノウハウや財務会計のシステム化の共有などスケールメリットを生かすことができます。東北のある村では、高齢者施設、障害者施設、保育所を運営する3つの社会福祉法人が合体したケースもありました。連携推進法人が成功するかどうかの判断は、1～2年は待つ必要があります。

では、今後どうすれば良いのでしょうか。自分の園が所在する地域特性、過去・現在・未来を洗い出して、どういう法人と組んで協働すれば、お互いの強みで相乗効果が生まれるかを考え、地域共生社会という視点を組み合わせて、経営ビジョンを持つことが必要だと思います。

認定こども園化は、3年前に進めておくべきだったと思いますが、今からでも可能であれば取り組んだ方が良いと思います。数年後にはよりこども園化は難しくなり、実現しても基盤が弱くなると思います。

地域に開かれたお寺の機能と子どもを育む機能は、相反しないわけですから、自園の地域特性を踏まえ、宗教法人と社会福祉法人の2法人2施設という発想を持つことで、新しいアイディアが生まれるかもしれません。

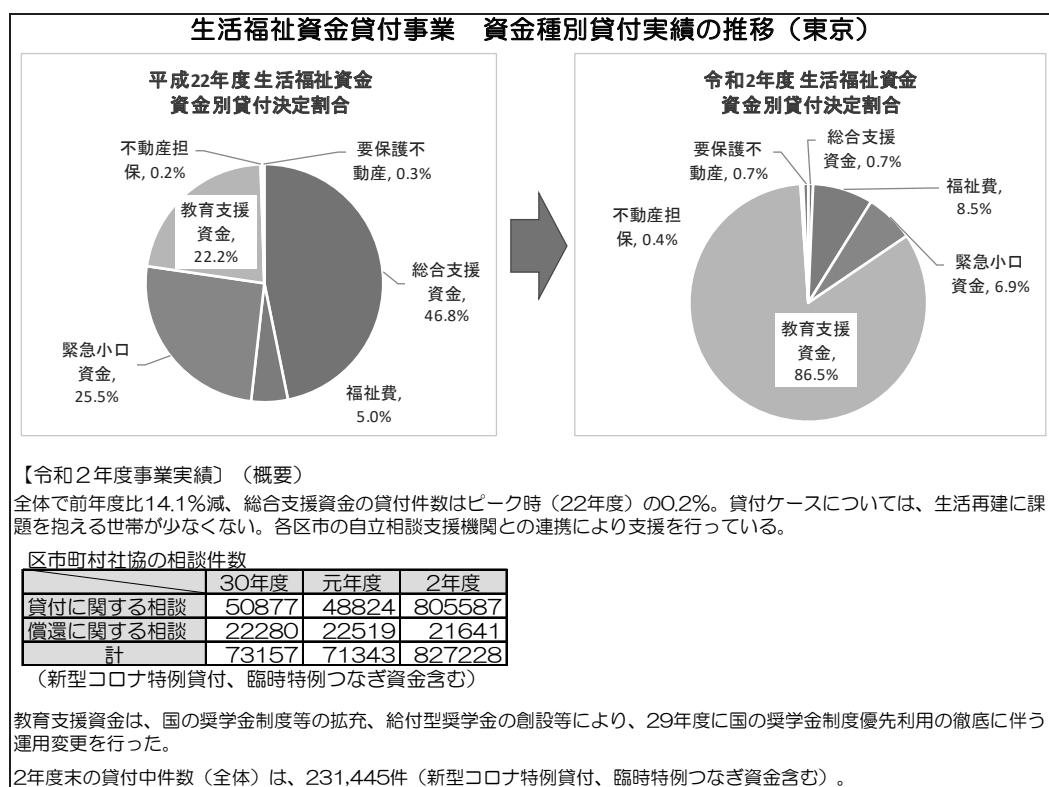
特集 2：コロナ禍の生活困窮者支援～新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)の現況から～

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、生活福祉資金の特例貸付件数は、運用開始とともに申請が殺到し、現在も増加の一途です。そこで、特例貸付の現状と課題について、東京社会福祉協議会の佐藤正紀福祉資金部長にお話をうかがいました。

生活福祉資金制度の概要

生活福祉資金貸付制度は、昭和30年の戦後復興期に、生活困窮世帯の生活の更生を目的に、「世帯更生資金貸付制度」として創設されました。民生委員による低所得階層の自立更生を促進した「世帯更生運動」の成果に着目した国と都道府県が、貸付原資を提供したことが始まりです。その後、社会のニーズや経済動向に応じて制度を拡充し、平成2年に「生活福祉資金貸付制度」と名称を変更。リーマンショック後の平成21年には、離職者向けの総合支援資金が創設され、抜本的な制度改正も行われました。平成27年の生活困窮者自立支援制度の創設や、令和2年の高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の施行により、制度拡充が図られ、制度創設以来、社会、経済動向に機動的に対応し、低所得世帯等に対するセーフティーネットとして、重要な役割を担ってきました。現在も民生委員の協力を得ながら、昨今の貧困問題への関心の高まりと共に、子どもの貧困、ひとり親世帯、8050問題も含めた高齢者世帯への対応が大きな課題となっています。

《生活福祉資金貸付制度の沿革》	
昭和30年	世帯更生資金貸付制度創設
昭和32年～	社会・経済動向に応じた制度改正等
平成2年	生活福祉資金に名称変更 総合支援資金創設
平成21年	・制度の抜本的改正 ・現行の4資金に整理 等
平成27年	生活困窮者自立支援制度施行 ・総合・小口利用要件化
平成28年	教育支援資金改正等
平成29年	教育支援資金運用変更等
平成30年	生活困窮者自立支援法改正対応
令和2年	高等教育の修学支援新制度施行に伴う運用変更等
令和2年	新型コロナウイルス感染症対応特例貸付実施



生活福祉資金の貸付状況の推移をみると、平成22年は決定件数の46%が離職者向けの総合支援資金でしたが、求職者支援制度などの拡充等により逡減し、その一方で、子どもの貧困問題がクローズアップされ始め、学費の高騰などにより教育支援資金が徐々に増加しています。直近では、東京で年間2,000件ほどの貸付ですが、生活困窮世帯の増加をはじめ、多様化する生活課題への対応で、相談の窓口となっている区市町村社協の年間相談件数はのべ7万件を超えています。

コロナ禍で急増した貸付件数

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の特例措置（コロナ特例貸付）が令和2年3月に開始されました。

国からの要望で、令和2年3月に全国で一斉に受付がスタートし、当初、申請期間は令和2年7月末までの予定でした。しかし、新型コロナウイルスの感染状況が収まらないことから、国のさまざまな制度に合わせるように、申請期間は9月、12月、3月、6月、8月と5回延長されています（その後、令和3年11月末日まで延長となりました）。

緊急小口資金 特例貸付の概要（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内、その他の場合、10万円以内

措置期間：1年以内 **償還期限：**2年以内 **貸付利子・保証人：**無利子・不要

総合支援資金 特例貸付の概要（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額：(2人以上)月20万円以内(貸付期間:原則3か月以内)、(単身)月15万円以内

措置期間：1年以内

償還期限：10年以内 **貸付利子・保証人：**無利子・不要

※令和3年11月末日までは緊急小口資金と総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受ける場合に、再貸付(3か月以内60万円以内)が利用できます。

特例貸付の状況（令和3年8月時点）

生活福祉資金の東京の各区市町村社協での相談は、令和元年度までは例年7万件ほどで推移してきましたが、コロナ特例貸付の開始により、令和2年度は82.7万件まで急増しました。総申請件数は8月末時点で58万件に上ります。人口等の規模によって差はありますが、区市町村社協では、これだけの件数を処理するのに職員総出でも追いつかず、新たに派遣社員を雇って作業を行っているところも少なくない状況です。

また、総合支援資金の再貸付が始まった令和3年2月以降に大きく増加し、最大で一日に6,000件超の申請がありました。現状でも、感染者数の増加を背景に、週平均で一日あたり1,000件の申請があります。貸付金の送金額は、8月末時点で2,063億円超となっています。全国では270万件超という申請状況で、全国の累計貸付決定金額は1.1兆円を超えました。

生活福祉資金の貸付けは、これまで生活困窮世帯の自立を目的に相談とセットで行って来ました。しかし、現状は、国がコロナ禍の生活困窮者支援として特例貸付を生活費の緊急支援に位置付けたことを受け、迅速な資金貸付を最優先する方針にできる限り対応してきました。感染予防の観点からも対面による対応ができないため、郵送による申請受付となっています。国からの通知により、減収を証明する書類を求めているため、減収の確認や自立に向けた必要な取り組みもできていません。

長期化するコロナ禍での失業や所得減収、自殺やDV、虐待の増加など、地域生活課題の顕在化、深刻化から特例貸付の申請件数も膨大となり、借受世帯の生活再建に向けて、今後の償還

(返済) 免除や償還 (返済) の対応が非常に懸念されます。国は返済免除を前面に打ち出して、この特例貸付を紹介していますが、免除になるのは住民税非課税世帯です。借受件数のうち2割ほどが免除になったとしても、残る40~50万件的債権管理を生活困窮世帯の自立支援などの取組みをどうするのか、課題も山積しています。

特例貸付を限度額まで借りてしまった世帯については、国は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金という給付金制度を創設し、生活保護等へのつなぎとしていますが、要件も厳しく、給付件数も伸びていないと聞いています。

借受者の状況と借受世帯をはじめとする生活困窮者支援の課題

東京では、資金の貸付を受ける外国人世帯が多いことも大きな特徴です。英語圏以外で、ネパールやミャンマー人等も多く、外国人の占める割合が全体の2割ほどになり、在留資格により就労制限のある方など、本来、生活福祉資金の貸付け対象ではない方々の申請も多くなっています。

多言語対応の課題も大きく、日本語がまったく通じない方の相談も増えています。また、子どもの貧困も、引き続き課題です。ひとり親世帯の子ども、親が非正規就労の場合など、コロナの影響を大きく受けています。高齢者の申請も多いです。もともと就労収入も少なく、年金の不足分を補っていたアルバイトがなくなってしまったというケースも目立ちます。そうした方々の生活の立て直しをどう支援していけるかも課題だと認識しています。また、職業で見た場合、タクシー等の運送業や飲食業、アパレル関係も多いと感じています。

貸付による債務は、生活再建や自立に向けた障害となりかねないため、給付制度の拡充など、貸付制度によらない支援策の拡充も必要です。公的な給付制度や住居確保、就労等の支援制度の拡充や創設などと、きめ細やかな相談支援を組み合わせ、実効性のある生活再建支援体制を早急に強化することが不可欠だと考えます。

これまでのコロナ対策を検証し、今後の大規模災害等も見据えた生活困窮者の生活崩壊防止、早期再建のための対策の構築が必要です。国が進めている重層的支援体制整備事業によって「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を整備することとなっていますが、コロナの影響を受けている困窮層をどのように支援していくかは、今後の大きな課題です。

質疑応答

Q 返済免除が2割、8割は償還管理が必要と予想されていますが、償還管理の展望を教えてください。

佐藤 償還管理は課題が山積しています。全国で申請があった270万件のうち、大半は大都市圏です。都市部では転居される方や外国籍の方も多いことから、所在不明者が一定数出てくるとも予想されます。返済免除となる方が一定数いるとしても、半数以上は返済の対象となるだろうと思われ、これだけの件数を管理していくことと併せ、相談支援に対応できるのか、とても大きな課題です。

生活福祉資金の目的は、生活困窮世帯の自立更生です。本則の貸付だけでも、相談は年間のべ7万件です。それに特例貸付の相談が加わると、今後、どう対応していけばよいのか見通しも立っていません。東京の場合、住居確保給付金の窓口となっている区市の自立相談支援機関も相談が増大しています。そうした状況で、地域の中でどのように支援していくのか、まずは、区市町村レベルで、生活困窮世帯の傾向を把握するところから始めるなど、対応方法を探っていくことも必要かと思います。

Q 運用から10カ月が経ち、返済の相談も出てくる頃でしょうか。

佐藤 特例貸付は、貸付後1年間の据置期間があります。そこから緊急小口資金は2年、総合支援資金は10年という返済期間となります。最初に緊急小口資金20万円を借りると、1年後から24カ月の月賦での返済が始まります。次に、総合支援資金を3カ月借り入れると、1年後から10年間かけて最大60万円を月賦で返済していきます。しかし、国が返済免除を前面に出して周知したものの、未だにその詳細の通知がなく、返済期間が先延ばしになっています。令和2年4月に緊急小口資金を借りた人は、令和3年5月から返済期間が始まることになっていたのですが、令和4年4月以降まで先延ばしになっています。それもさらに延びると予想しています。借りた方々も、免除になるのか否か、償還の対象となるなら、いつから返済が始まるのか、まったくわからない状況で、制度がわかりにくくなっています。

Q 私は母子生活支援施設を運営しています。大田区社協の貸付担当者から、特例貸付の申請が膨大で、苦勞されていることは耳にしていました。今後の考え方を整理しながら貸付を行っていかねければ、財源的にもマンパワー的にももたないのではないかと、途中で動かなくなってしまっているのではないかと危惧しています。

現在、大田区も人口の3%が外国籍です。もともと中国人、フィリピン人、韓国人が多いのですが、2014年から2019年かけて、ネパール人とベトナム人が30%増となり、その後も人口が増え続けています。その方々が、かなりの割合で借入の申請を行っていることも聞いていました。来日したばかりで制度がわからず、自分たちの国のコミュニティで情報を得て、手続きをしているケースが多いようです。

その状況の中で、私に何ができるかを考え、大田区社協や子ども食堂と連携して、食の支援を通じて、相談につなげていくシステムを構築中です。食の支援の場でも、学校関係者からは、学校に来ない子どもがいる、親が非協力的であるなど、さまざまな話を聞きます。支援の必要な子どもを要保護児童対策地域協議会につなげていますが、外国籍のひとり親も多く、日本語の手紙が読めないため、学校に何を持たせていいのかわからない、何を要求されているのかわからない、という話もたくさん出てきます。

まずは、通訳のサポートを入れながら、少しずつでも子どもの環境を整え、親の言葉の問題も含めて、自立へ向けたサポートの仕組みづくりを始めたところです。いずれ食の支援も限界が来ると考えており、地域の様々な機関と目的を共有しながらすすめていきたいと思っています。

佐藤 外国籍の方の問題は、同じ地域住民の問題として、社協だけでなく、地域全体で対応していく必要があると思います。地域の中で、今まで見えてこなかった外国籍の方を始め、生活困窮者の方々が多数いること、どういう世帯がどういう状況で困っているのか、状況把握に取り組む社協も出てきています。

今後は、困窮世帯、ひとり親世帯、外国籍の方の問題、非正規就労の問題、高齢者の問題等、さまざまな課題がある中で、今まで以上に社協と社会福祉法人、NPO等が地域で連携した取り組みが必要だと思っています。

●社会福祉法人経営者協議会 令和3年度第1回総会報告

社会福祉法人経営者協議会 令和3年度第1回総会は、緊急事態宣言発令中であり、感染拡大防止の観点から、録画配信および書面決議で実施いたしました。令和2年度事業報告・決算の審議をし、すべての議案が原案どおり承認されました。

総会にあわせ、福祉系大学経営者協議会会長、日本福祉大学理事長の丸山悟氏による「コロナ禍での福祉系大学と社会福祉法人との連携について」と題した講演会を録画配信しました。講演会では、福祉系大学の状況、学生のタイプや就職状況、学校法人と社会福祉法人との連携の在り方等をお話いただきました。

次回の総会は令和4年2月下旬の録画配信を予定しています。日程が近づきましたらご案内させていただきます。

東京都社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会 役員名簿

(任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日)

	氏 名	所属法人	備考（経営施設所属部会）
会 長	品 川 卓 正	村山苑 理事長	(救護、高齢、身障、保育)
副会長	田 中 正 己	三社会 理事長	(保育)
副会長	高 原 敏 夫	マザアス 理事長	(高齢)
副会長	斎 藤 弘 美	大洋社 常務理事	(母子、保育)
副会長	高 橋 信 夫	武蔵野会 理事長	(知的、高齢、身障、児童)
役 員	石 渡 健太郎	東京光の家 理事長	(救護、身障、知的)
役 員	池 島 祐 二	黎明会 理事	(救護、知的、医療、高齢)
役 員	岡 本 正 久	あだちの里 常務理事	(知的、身障)
役 員	近 藤 常 博	聖風会 理事長	(高齢)
役 員	坂 本 寛	みその福祉会 理事長	(高齢)
役 員	佐々木 晶 堂	蓮花苑 理事長	(児童、保育)
役 員	下 竹 敬 史	さくら福祉会 理事長	(保育)
役 員	杉 木 康 浩	緑風会 業務執行理事	(医療)
役 員	竹 川 和 宏	聖ヨハネ会 業務執行理事	(医療、高齢、障害)
役 員	田 中 雅 英	三交会/大三島育徳会 理事長	(高齢、知的)
役 員	奈 良 高 志	福音会 理事長	(高齢)
役 員	増 澤 正 見	よしの保育園 理事	(保育)
役 員	宮 田 浩 明	セント・ジョセフ会 理事長	(児童)
役 員	武 藤 素 明	二葉保育園 常務理事	(児童、保育)
役 員	物 井 洋 介	聖愛学舎 理事長	(保育)
役 員	山 下 望	南風会 常務理事	(知的)
役 員	湯 浅 克 己	東京コロニー 理事	(身障)
役 員	市 原 純 哉	あいのわ福祉会 施設長	東京都経営青年会推薦 (身障、知的)
役 員	田 中 賢 介	三社会 施設長	東京都経営青年会推薦 (保育)
役 員	山 村 修 司	徳心会 専務理事	東京都経営青年会推薦 (高齢、障害)
監 事	鈴 木 恂 子	多摩同胞会 理事長	(高齢、母子)
監 事	馬 場 充	馬場公認会計士事務所	学識経験者

● 全国社会福祉法人経営者協議会(全国経営協)への加入のご案内

全国経営協では、社会福祉法人の経営力向上を目的に、法人経営に資する事業を行い、会員の法人経営を支援しています。また、「自主性・自律性をもった法人経営の実現」に向けて、厚生労働省をはじめとする関係機関へ意見表明を行い、法人経営の実態に即した社会福祉制度の実現への取り組みを展開しています。

「改正社会福祉法の施行」、「福祉ニーズの変容」、「社会福祉法人に向けられる指摘」が生じている時代において、「ガバナンス強化の徹底」「地域共生社会の実現」「広報戦略」「強固な財務規律の確立」という視点で法人経営をサポートしています。

都内の社会福祉法人で加入されていない法人におかれましては、今後の加入についてご検討いただきますようお願いいたします。



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

全国経営協の会員になると・・・（全国経営協ホームページ <http://www.keieikyo.gr.jp/> より）

- 経営協の活動成果をさまざまな資料としてお届けします
- 毎月、会報『経営協』をお届けします、
- 制度の動向に関する最新情報、関連資料をお届けします
- 各種研修会に参加できます
- 会員法人MYページがご利用になれます

法人・施設経営に関する各種支援ツールやモデル規程、事例集など、会員法人専用の情報を掲載している「会員法人MYページ」がご利用いただけます。

また、会員法人の情報発信を行うことができ、第2のホームページとして（ホームページのない法人にとっては、法人ホームページの代わりとして）ご活用いただけるほか、メールニュース「経営協情報」のバックナンバーなどがご覧になれます。

＜全国経営協年会費＞

法人事業活動収入額に応じた年会費額を設定しています。

- | | |
|------------------|----------|
| ① 2億円未満の法人 | 30,000円 |
| ② 2億円以上10億円未満の法人 | 60,000円 |
| ③ 10億円以上の法人 | 100,000円 |

全国経営協への入会について

東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当

電 話 03-3268-7192 FAX 03-3268-0635 E-mail keiei@tcsw.tvac.or.jp

編 集 後 記

新型コロナウイルス感染症流行拡大から1年半、第5波の流行拡大が漸く下降線を描くようになりました。日本のワクチン接種も順調に進んでいるようで、コロナ禍の終息へと結びついて欲しいものです。経済活動では飲食業、宿泊業、旅客輸送等への直接的影響に加えて、国際的サプライチェーンの影響もあり生活関連商品供給から工業製品生産までが停滞しています。その背後にある国民生活への影響はかなり深刻なものであると考えます。

さて令和3年度最初の広報誌第39号は、人口減少社会の動向を取り上げました。これは数年後の保育児童数を、その後は生産労働人口、高齢者人口の動向を意味します。もうひとつは東社協の生活福祉資金特例貸付を取り上げました。コロナ禍前の件数とはケタ違いの件数となっています。これから返済時期が到来すると日々の生活に困窮する方が発生すると思われます。現行の福祉サービスは利用対象者別に分かれていますので、その制度の狭間にいる生活困窮者への相談支援などは地域福祉の担い手である社会福祉法人の役割と考えていますがいかががでしょうか。

福祉法人経営 第39号

発 行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人経営者協議会 会長 品川 卓正
編集人 社会福祉法人経営者協議会 広報委員長 杉木 康浩
発行日 令和3年10月25日